## 主 文

- 被告らは、別紙物件目録記録の図書を出版、頒布してはならない。
- 被告らは、主文第一項記載の図書を廃棄せよ。
- 訴訟費用は被告らの負担とする。

## 事

第一 当事者の求めた裁判

請求の趣旨

主文と同旨

請求の趣旨に対する答弁

原告の被告らに対する請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

請求の原因

原告は、米国ワシントン州法によって設立され、主にパーソナルコンピュータ の用途に使用するソフトウエアを開発し、製作、販売することを業とする会社であ

原告は、別紙著作権目録記載の著作物(以下、「本件著作物」という。)の著 作権者である。
本件著作物は、以下の過程において、製作され、販売された。

昭和五四年四月一〇日、原告は日本電気株式会社(以下、「日本電気」と いう。 )から、PC─八○○一用ベーシツクインタープリタプログラムの開発を依 頼され、原告は、本件著作物たるプログラムを製作した。

本件著作物は、原告の役員である【A】外の技術者が、職務として、約八

ケ月を要して、開発したものである。 本件著作物の著作権者の表示は、プログラムの稼働時にデイスプレイ上に、Co pyright一九七九(C) by Microsoftと示されるようにプログラミングされている。 ングされている。

(三) 原告は、右開発した本件著作物をフロツピーデイスクに格納したうえ、日本電気に引渡し、同社は、これをROMに複製して、PC一八〇〇一パーソナルコンピュータ(以下、「本件パソコン」という。)に組込み販売をしている。

なお、原告は、本件著作物を米国において、公衆に販売したり、あるいは

頒布したりしたことはない。

以上のとおり、本件著作物は、原告の発意に基づき、原告の業務に従事する者 が、職務上作成するものであつて、原告名義の下に公表したものであるので、原告 が著作権を有するといえる。

3 本件著作物は、前項主張のとおりであつて、著作権法第六条第二号及び第三号 により、

日本国において著作権法により保護される。

4 本件著作物の概要は以下のとおりである。すなわち、本件著作物は、本件パソ コンに組込まれたベーシツクインタープリタのソースプログラムであつて、このプ ログラムは、マイクロ・プロセツサを利用した小型コンピュータシステムである本件パソコンに入力されたベーシック言語の命令ないしプログラムを解読して、マイ クロ・プロセツサの処理しうる命令語その他の情報を逐語的に変換するオペレーテ イングシステムであり、記号語(アツセンブリ言語)を用いて表現されている。

また、本件著作物は、これをマイクロ・プロセツサが処理しうる二進の電気信号 (バイナリコード) に変換され、本件パソコンのコンピュータ・システムの記録装 置であるROMに複製、収納されている(この機械語に変換されたプログラムを、以下、「本件オブジエクトプログラム」という。)。 5 本件著作物は、以下のとおり、著作権法上の著作物に該当する。

(一) 一般に、コンピユータプログラムとは、電子計算機を機能させて一定の結 果を得ることを目的として指令を組合せたものとして表現したものであつて、この 指令はプログラム言語の命令その他情報を組合せて作製され、プログラム著作者の 高度な学術的思想を表現し、かつ、個性的な特徴を有するもので、著作権法第二条 第一項第一号にいう「思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属する もの」に該当し、同法第一○条第一項第一号にいう「その他の言語の著作物」に該

本件著作物についていえば、本件パソコンをベーシツク言語によつて対話 型に容易に稼働させるように機能させ、ベーシツク言語の命令またはプログラムを 逐語的に処理してその命令またはプログラムを入力した者が意図した結果を出力す ることを目的としているものである。

本件著作物は、本件パソコンの中央演算処理装置(CPU)に使用されている米 国ザイログ社製のZ八○マイクロプロセツサの記号語(アツセンブリ言語)を用い て記述されているもので、同語の命令その他情報を組合わせて作製されており、本 件パソコンのハードウエアの構成に合致し、

その機能を充分に発揮させるようにプログラムの全体的構成、各ルーチンの構成及 び各アドレスの命令語その他情報の組合せに至るまで、著作権の高度なコンピユー タ及びプログラム言語に関する知識を駆使して作製されているものであるから、学

術の範囲に属する言語の著作物ということができる。

(三) 本件著作物は、合計二二九ものルーチン(ある機能を遂行するための一群 の命令)を有するものであるが、このうちの一つであるCSAVEルーチンと名付けられたルーチン(右は、コンピュータのメモリに格納されているプログラムをカ セツトテープに格納する命令群である。)の中の特にCOINITと名付けられた モジュール(カセツトインターフエースを初期化するサブルーチン)を例にとり 個々の命令の内容を分析し、本件著作物が思想を創作的に表現していることを説明 すると次のとおりとなる。

(なお、アドレス番号、アツセンブリ言語、その内容の順に記載した。)

 $1EC0 \sim 1EC2$  CALL LOC46 (COINIT) (1)

0 C 4 6 番地から始まる C O I N I Tルーチンを呼び出す。

 $0C46\sim0C48$  CALL LF1B9 (HOOK27)

F1B9番地のHOOK27を呼び出す。同番地には、通常RET (リターン) 命令があるのみで、何らの処理もせずに次のアドレスである0C49番地に移る。

F1B9番地はRAM領域であつて、書き換えが自由に行えるため、ROM領域の要所にこのCALLnn命令を置いておくことによつて、呼び出されるRAM領 域のみを加筆修正することにより、実質的にROM内プログラムを修正することが できる。

(3) $0 C 4 9 \sim 0 C 4 B L D$ A, (LEA66) (PORT30)

EA66番地に入つているI/Oポート30HのデータをAレジスタ(アキユム レータ)に転送する。 I / O 3 0 Hでは、ビツト 0 からビツト 5 までの 6 ビツトを 使用している。

I/Oポート30Hに対応するビツトを1もしくは0にセツトして、出力してや ることによって、出力のハードウエアに操作者の選択する適宜な動作を行わせるこ とができる。

(4) $0C4C\sim 0C4D$  AND 0FH

Aレジスタの内容と数値0FHとのビツトごとの論理積(共に1のときのみ出力 1)をとり、その結果をAレジスタに格納する。

このAND OFHのもつ論理的な意味は、上位四ビツトをOにするということであり、実質的な意味は、カセツトインターフエイスを用いるようにAレジスタの データを変換することである。

 $0 \text{ C } 4 \text{ E} \sim 0 \text{ C } 4 \text{ F}$ ΟR  $0 \, \mathrm{CH}$ 

Aレジスタの内容と数値0CHとのビツトごとの論理和(いずれかが1のとき出 カ1)をとり、その結果をAレジスタに格納する。

このOR OFHの論理的な意味は、ビツト3とビツト2を1にセツトするとい ことであって、実質的な意味は、モータをON、スペース信号(録音開始を示す 信号)を出力するように、Aレジスタの内容を変更する。

(6)  $0C50\sim0C52$  CALL L0C38 (SET30H)

0C38番地 (SET30H) を呼び出す。

 $0C38\sim 0C3A$  LD (LEA66), ALD (PORT30), A Aレジスタの内容をEA66番地に格納する。EA66番地にAレジスタの内容 を書くことによつて、ROM内にある他のサブルーチンからも現在のI/Oポート 30Hの状態を知ることができる。

 $0C3B\sim0C3C$  OUT (30H),

Aレジスタの内容をI/Oポート30Hに出力する。Aレジスタの内容は、前記

4、5の結果、各ビツトは、000011※※とされていたので、カセツトインタ ーフエイスを選択し、モータのリレーをONに制御し、スペースフイーダを出力す るようにI/Oポート30Hに組み込まれたIC回路が動作することになる。

OC3D RET

RET(リターン)命令で、OC53番地へ戻る。

10) 0C53~0C55 CALL L0D14 (RE8251) 0D14番地 (RE8251) を呼び出す。この意味は、カセツトインターフェ イスに用いられる8251というLSIを初期化する。

 $0D14\sim 0D15$  LD A, 0EH

8251は、CPU側の並列データを直列データに、 また直列データを並列データに変換する通信インターフエースである。8251を 使用する場合は、まず、8251の動作を設定するために、8251をリセツト し、その後に、モードワード、次にコマンドワードを8251のコントロールワー ドレジスタに書き込まなれければならない。8251をプログラムでリセツトする 場合は、8251のコントロールワード入力がモード設定或はコマンド設定のどち らとして扱われるかわからないので、コントロールワードレジスタに対して、一回 以上のダミーデータを送り、次のコマンド設定状態で、8251をリセツトするこ とになる。このダミーデータは、ビツト6が0でなければならない。

こでは、LD A,OEHという命令によつて、ダミーデータOEHがAレジ

スタに格納される。

 $0D16\sim 0D17$  OUT (21H), A

I/Oポート21H(8251のコントロールワードレジスタ)にAレジスタの 内容(ダミーデータ)を出力する。

(13) $0D18 \sim 0D19$  LD A, 40H

Aレジスタの内容を40Hとする。この40Hというデータは、8251をリセ ツトするためのデータである。

 $0 D 1 A \sim 0 D 1 B$ OUT (21H)

I/Oポート21HにAレジスタの内容(リセツトデータ40H)を出力し、8 251をリセツトする。 (15) 0D1C F

RET

RET (リターン)命令によつて、OC56番地へ戻る。

 $0C56\sim0C57$  LD A, L00CE (0CEH)

Aレジスタの内容を数値0CEHにする。前記のとおり、8251はリセツト直 後にコントロールワードレジスタに書き込んだ情報をモードワードとするため、ま ずレジスタにモード設定用のデータを格納する。

Lのモード設定用データ0CEH(11001110B)の意味は、上位ビツト より11 (ストツプビツト2) 00 (パリテイーなし) 11 (8ビツトデータ) 1 0 (非同期モード) となつている。8251というLSIは多くの通信機能を有す るが、本機では非同期通信という通信方法でデータの転迭を行う。

.のOCEHのデータにより、

ストツプビツトとして2ビツトを用いる、パリテイビツトを用いない、8ビツトの 直列データを送る、非同期通信である、ということを示している。 (17) 0C58~0C59 OUT (21H), A

8251のコントロールワードレジスタ (I/Oポート21H) にAレジスタの 内容(モード設定用のデータ)を出力する。

 $0C5A\sim0C5B$  LD A, 11H

Aレジスタの内容を数値11Hにする。コマンドワード設定用のデータが11H である。11Hは、ビツト4とビツト0が1になつている。このビツト4は825 1のエラーリセツトを示し、ビツト0は送信可能状態を示す。

 $0C5C\sim 0C5D$  OUT (21H), A

8251のコントロールワードレジスタ (I/Oポート21H) にAレジスタの 内容(コマンド設定用のデータ)を出力する。

 $0C5E\sim 0C60$  CALL LOC7C (TML0P2) (20)

OC7C番地(TMLOP2)を呼び出す。TMLOP2とは、時間つぶしのサ ブルーチンであり、これを呼び出すことによつて、戻つてくるまでの約3秒間、テ ープに録音開始時間を示すスペースフィーダを記録する。

(21) OC7C PUSH DE

スタツクにDEレジスタの内容(DレジスタとEレジスタの内容を合わせた16

ビツトのデータ)を転送する。これは、時間つぶしのサブルーチンにおいてDレジ スタ、Eレジスタを使用するので、スタツクにDEレジスタの内容を退避しておく ために行われる。

(22)OC7D PUSH HL

スタツクにHLLジスタの内容を転送する。これも、(21)と同様にレジスタ の内容を失わないよう退避するものである。

 $0C7E\sim0C7F$  LD E,

Eレジスタの内容を6にする。Eレジスタの内容によつて時間つぶしを行う時間 の量を決定する。

(24) 0C80~0C81 JR LOC6D (TML00P)

0 C 8 2 番地から 0 E B H バイト前に戻つたところへ、ジヤンプ (相対ジヤン プ) する。すなわち、0 C 6 D番地 (TMLOOP) ヘジヤンプすることになる。

(25) $0C6D\sim0C6F$  LD HL, O

HLレジスタの内容を0000にする。

(26) 0C70 DEC L

Lレジスタの内容から1引く。1バイトのデータ0から1を引くと0FFH(2 55 補数表示)となる。

 $0 \, \text{C} \, 7 \, 1 \sim 0 \, \text{C} \, 7 \, 2$ JR NZ, LOC70 (TMLOP1)

Lレジスタの内容がゼロでないとき 0 C 7 0 番地 (TMLOP1) にジヤンプす

再度TMLOP1に戻り、DEC LによつてLレジスタの内容をマイナス1にする。このように(26)と(27)よつてループ(くりかえし)になつている。 即ち、Lレジスタが256回デイクリメントされたとき初めてこのループを脱出す る。

(28)OC73 DEC H

. - . ´ Hレジスタの内容から1を引く。

 $0C74\sim0C75$  JR NZ, L0C70 (TMLOP1)

(27) と同様でありループを作る。但し、(26) 、(27) のループの外側(28) 、(29) のループがあるため二重のループとなつている。Hレジスタ 、(27)のループの外側 を256回デイクリメントを行うと(29)のループを脱出する。

(30) 0C76 DEC E

Eレジスタの内容から1を引く。

(31) 0C77~0C78 JR NZ, L0C70 (TMLOP1) (27)、(29) と同様である。ここでは、Lレジスタのループ、Hレジスタのループ、Eレジスタのループという三重のループを時間つぶしのために実行す る。 (3 2)

OC79 POP HL

スタツクに退避させておいたHLレジスタの内容を復帰させる。

(33) OC7A POP DE

スタツクに退避させておいたDEレジスタの内容を復帰させる。

0 C 7 B R E T

0 C 6 1 番地へ戻る。この時点で時間つぶしのサブルーチンが終了する。

 $0C61 \sim 0C63$  LD A, (LEA66) (PORT30H) (35)最後に I / Oボート30Hに出力したデータを格納してあるEA66番地 (PO RT30H)の内容をAレジスタに格納する。

(36) $0C64\sim0C65$  AND 0FBH

Aレジスタの内容と数値OFBHとの論理積を行う。 この意味は、旧Aレジスタ の内容がいかなるデータであつても、ビット2を0にするということである。 I/ Oボート30Hのビツト2は、スペース信号とマーク信号の制御に用いられている 、今までスペース信号を出力していたのをマーク信号に切り換えるためのデー タを用意している。

(37) 0C66~0C68 CALL LOC38 (SET30H)

(36)でAレジスタにマーク信号を出力するデータが格納され、このデータを サブルーチンSET30Hを呼び出すことにより、I/Oポート30Hへ出力し、 またEA66番地へ格納する。

SET30Hでの処理は、(7)、(8)、(9)と同じである。

(38)OC69 PUSH DE

スタツクにDEレジスタの内容を転送する。

(39)OC6A PUSH HL

スタツクにHLレジスタの内容を転送する。

(40) 0C6B~0C6C LD E, 1

Eレジスタに1を格納する。これは、時間つぶしのための初期設定であり、 ループ脱出には、約○・五秒が必要であり、これによりマーク信号を○・五秒出力

被告秀和は、昭和五七年六月ころ、本件パソコンに組込まれている本件オブジエ クトプログラムをそのまま一六進数のコードに置き換え、本件オブジエクトプログ ラムの全部を複製し、さらに本件オブジエクトプログラムを逆アツセンブルして解読し、本件著作物の全部を無断複製したものであつて、前者の複製行為は、本件著作物の複製物を更に複製したものであり、後者の複製行為は、本件著作物の複製を のものである。被告スガキは、右各複製物を別紙物件目録記録の図書(以下、「本件図書」という。)に印刷、複製し、被告秀和はこれを頒布している。 よって、原告は、被告らに対し、著作権法第一一二条第一項により、本件図書

の出版、

頒布の差止めを求め、同条第二項により、本件図書の廃棄を求める。

請求の原因に対する認否

請求の原因1の事実は認める。

- 同2の事実中、プログラム稼働時にデイスプレイ上に、Copyright 一九七九(C) by Microsoftと表示されることは認め、その余の事実 は知らない。
- 同3の事実は知らない。 3
- 同4の事実は認める。

5 同5の事実は否認する。 著作権法第二条によれば、著作物とは、「思想又は、感情の創作的に表現したものであつて文芸、学術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。 著作権法により、著作物として保護される所以は、人格的利益の保護という点にあ

ところで、本件著作物は、オペレーテイングシステム(基本ソフト)の一つであ るが、このオペレーテイングシステムは、より効果的かつ高速なデータの処理を目 的とするものであつて、科学における理論ということができる。思想とか感情は、 極力排除され、合理性のみが追求されるものである。この点では、アプリケーションプログラムやゲークのプログラムが創作者の目的に沿つた思想、感情を表現して いるのとは全く異なる。

本件著作物は、人格権的要素をまつたく無視しうる科学技術における法則を当て はめた当然の帰結として生じたものであるから、著作権の保護の対象にならない。 6 同6事実中、被告らの業務内容、被告秀和が、本件オブジエクトプログラムを そのまま一六進数のコードに置き換えたこと、本件オブジエクトプログラムを逆ア ツセンブルして解読したこと、本件図書を出版、頒布したこと、また、被告スガキが、本件図書を印刷したことは認め、その余の事実は否認する。

被告秀和が、逆アツセンブルリストを解読し、ラベル及びコメントを付し、本件 図書のソースリスト欄の各記載をしたのは、同被告が、本件パソコンのオペレーテ イングシステムを研究した成果を発表した行為であつて、右行為は、独自の創作活 動と評価すべきものであつて、本件著作物の複製行為ではない。

本件パソコンは、二〇万台以上販売されており、

この利用者が本件パソコンの有効な利用を計るためには、その構造とくにオペレー テイングシステムである本件著作物の内容を知る必要があるが、原告も日本電気も これを公開せず、利用者は部分的に解析しながら利用しているものであるところ、被告秀和は、本件パソコンの利用者のために、原告あるいは日本電気株式会社に代 わつてオペレーテイングシステムの総合的解説として本件図書を発表したものであ つて、被告らの行為は正当である。

第三 証拠(省略)

一 請求の原因1の事実は当事者間に争いはない。

二 本件著作物の製作過程、権利の帰属等について検討する。

原本の存在及び成立に争いのない甲第三号証、成立に争いのない同七号証、証人 【B】の証言及び弁論の全趣旨を総合すれば、次のとおりの事実が認められ、これ に反する証拠はない。

本件著作物は、日本電気の依頼に基づき、原告において、開発、製作したものである。開発を担当したのは、原告の会長である【A】を始めとするその他原告の技術者であつて、約八ケ月の期間を費やして完成した。そして、昭和五四年八月三日ころ日本電気に引き渡し、同社は、これをROMに複製して、本件パソコンに組込み販売したものであるが、この間、米国において、公衆に販売、或は頒布されたことはない。なお、本件著作物の著作権者が原告に帰属する旨の表示は、本件パソコンの稼働時にデイスプレイに示されるようにプログラムされてある。

以上の事実が認められる。

右各事実に照らすならば、本件著作物(著作権法上保護の対象になるか否かは後述する。)は、原告の発意に基づき、原告の業務に従事するものが職務上作成したものであつて、原告名義の下に公表したものといえるから、著作権は原告に属するというべきである。

更に、本件著作物は、米国内において、一切頒布されておらず、日本電気により、日本国内で複製、頒布されたものであり、また、万国著作権条約によつて、わが国が保護の義務を負う著作物であるということができるから、著作権法第六条第二号、第三号の規定により、

著作権法上保護を受けるものというべきである。

三 次に本件著作物の内容についてみる。

弁論の全趣旨により成立の認められる甲第一号証、証人【B】の証言により成立の認められる甲第五、六号証及び同証人の証言によれば、本件著作物の内容について、次の事実が認められる。

1 本件著作物は、NEC PC八○○一用のBASICインタープリタのソースプログラムであつて、記号語(アツセンブリ言語)を用いて記述されている。本件著作物の具体的な表現態様は、本件パソコンのROMに格納されている本件オブジェクトプログラムを逆アツセンブルプログラムによつて逆アツセンブル(オブジェクトプログラムをソースプログラムであるアツセンブリ言語に転換する。)して作成したプログラムリスト(甲第一号証)の一頁ないし二五○頁の各B欄記載のとおりである。

2 しかして、このプログラムの目的は、米国ザイログ社製のZ八○マイクロ・プロセツサを利用した日本電気製の小型コンピユータシステムである本件パソコンに入力されたベーシック言語の命令ないしプログラムを解読して、マイクル・プロセッサの処理し得る命令語その他の情報を逐語的に変換することである。

換言すれば、ベーシック言語で書かれたアプリケーションプログラムをパソコンにより入力したときに、このプログラムを解読して、これの実行するためのものということができる。

3 プログラムを実行するためには、次のような処理手順が必要であるが、本件著作物は、これらの処理手順を誤りなく実施することができるよう作成されている。イ 電源入力により処理を開始する。

ロ 処理開始後、プログラムの初期化を行う(各種入出力装置の初期設定、画面の 消去、サイン・オンメツセージの表示、実行時に必要な各種一時記憶値の設定な ど)

ハ 命令を受けられる状態になると、OKというメツセージを表示してそのことを知らせる。

ニ 入力された行が数字で始まつている場合には、中間コードと呼ばれる圧縮した 形でメモリに格納する(間接モード)。入力された行が数字で始まつていない場合 は、直ちにその行の解釈が始まり、該当する命令、

実行文の処理モジユールに処理が委ねられる(直接モード)。

ホ 各命令、実行文はそれぞれに該当する実行モジュールにより必要な処理が行われる。

4 また、本件著作物には、合計二二九ものルーチン(例えば、メモリに格納されているプログラムをカセツトテープに格納するルーチンや一行ステートメントの入

カルーチン等)を構成要素として有しており、適宜選択されて、使用されるよう作られている。

四 そこで、前項のような内容を有する本件著作物が、著作権法上保護の対象になるものであるか否かについて考察する。

1 前記認定のとおり、本件著作物は、NEC PC八○○一用のBASICインタープリタのソースプログラムであつて、記号語(アツセンブリ言語)を用いて表現されたものであり、米国ザイログ社製のZ八○マイクロ・プロセツサを利用した小型コンピユータシステムである本件パソコンに入力されるベーシツク言語の命令ないしプログラムを解読して、マイクロ・プロセツサの処理し得る命令語その他の情報を逐語的に変換することを目的としているものである。

そして、本件パソコンのハードウエアの構成に合致し、その機能を充分に発揮させるように、プログラムの全体的構成、各ルーチンの構成、各アドレスの命令語そ

の他情報の組合せについて、作成者の創意、工夫がなされている。

2 この点を、詳細にみてみると、前掲各証拠によれば、本件著作物のうちアドレス1ECOからOC6Cまでの各アドレスに記載されている命令或はステイトメントは、請求の原因5の(三)記載のとおりの意味に理解することができ、右はコンピュータのメモリ内に格納されているプログラムをカセツトテープに格納する命令群であることがわかる。

更に、本件著作物のうちアドレス3CECから3D11までの各アドレスに記載されている命令或はステイトメントの意味内容は次のとおりである。

(なお、アドレス番号、アツセンブリ言語、その内容を順に記載した。)

(-) 3 CEC CALL L1B7E (INPUTL)

1B7E番地から始まるINPUTLと名付けられたサブルーチンを呼び出す。INPUTLというサブルーチンは、一行のベーシツクプログラムをコンソールから読み込む働きをしている。リターンキーが押されたならば、これを一行と認識し、INBUFFとラベルのつけられたEC96番地からED93番地までのエリアに文字列を格納する。

 $(\Box)$  3 C E F J P C, L 3 C 9 F (C OM I N 2)

キャリーフラグがセットされていれば(C=1)、COMIN2のラベルが付してある3C9F番地にジャンプする(条件付きジャンプの命令)。強制終了のためのキーが押された場合はキャリーフラグがセットされるが、このとき入力は無効であるから、入力された一行の内容は検討することなく、初期の入力待ちの状態にする。

 $(\Xi)$  3 C F 2 R S T 1 0 H

CALL 0010Hと同じである。RST命令は1バイト命令で、CALL命令は3バイト命令であるので、2バイト分メモリの節約となる。10番地では、CHRGE1というラベルの付した4259番地へジヤンプする。ここでの処理は、入力された文字列のうち有効なものの最初の一文字のアスキーコードをAレジスタに入れ、入力された先頭の文字が教字である場合にはキヤリーフラグをセツトし、数字でなければリセツトしてリターンする。

数字でなければリセツトしてリターンする。 (四) 3 C F 3 ~ 3 C F 4 I N C A と D E C A I N C A 命令は、A レジスタに1を加算する命令で、D E C A 命令は、A レジスタから1を減算する命令である。ここでの処理は、キャリーグラフに影響を与えず、A レジスタの内容が O かどうかをチェツクするためのものである。

 $(\pm)$  3CF5 JP Z, L3C9F (COMIN2)

Zフラグがセツトされている場合(Aレジスタの内容が0の場合)、COMIN 2というラベルの付されたアドレス(3C9F番地)にジヤンプし、初期の入力待 ちの状態にする。

(六) 3CF8 PUSH AF

AレジスタとFレジスタの内容をスタツクに退避する。Fレジスタのキヤリーフラツグには、行番号があるかないか(間接モードか直接モードか)という情報が入っており、Fレジスタの内容を保存する必要がある。

(七) 3CF9 CALL L44B5 (GETLNO)

GETLNOというラベルの付されているアドレス( $4^{'}4B5$ 番地)のサブルーチンを呼び出す。

GETLNOというサブルーチンは、入力された一行から行番号を取り出す働きをしている。取り出した行番号は、数値に変換されてDEレジスタ・ペアに保存さ

れ、リターンする。

(八) 3 CFC CALL L4082 (SKPSPC)

SKPSPCというラベルが付されたアドレス(4082番地)のサブルーチン を呼び出す。SKPSPCというサブルーチンは、行番号の終りを検出するため に、GETLNOが読みとばしたスペースキャラクタコードをもとに戻す働きをす る。

(九) 3CFFLD A, (HL)

HLレジスタ・ペアが指し示している INBUFF中の入力行の一文字をAレジ スタに入れる。

 $(-\bigcirc)$  3D00 CP 20H

Aレジスタの内容とスペースキヤラクタ(20H)を比較する。Aレジスタの内 容がスペースキヤラクタなら、ゼロフラグがセツトされ、異なつていれば、ゼロフ ラグがリセツトされる。

(--) 3D02 CALL Z, L26C7 (INCHL)

ゼロフラグがセツトされていたら、HLレジスタ・ペアの値を一つ増す。ベーシ ツクのLIST文(ベーシツク言語で書かれたプログラムをディスプレーに顕出す る命令)を実行すると、行番号の直後には、最小でも一個のスペースキヤラクタが 入ることになっており、必ず入るスペースキャラクタを、中間言語にしておく必要はないため、HLレジスタ・ペアの値を一つ増やすことによって、一バイトを倹約 している。

(<del>\_\_</del>\_\_) 3D05 PUSH DE

DEレジスタ・ペアの内容(行番号)をスタツクに退避して保存する。次の命令によつて、DEレジスタ・ペアの内容がこわされるのを回避するためである。

3D06 CALL L3E65 (CHGINT)

CHGINTというラベルの付されたアドレス(3E65番地)のサブルーチン を呼び出す。このサブルーチンは、INBUFFに格納されている入力のうち、H Lレジスタ・ペアが指し示す文字から、

その行の終りまでを中間言語に変換し、TEXTBUFというラベルの付されたE B57番地からEC91番地までの315バイトのエリアに格納する。変換し終ったら、HLレジスタ・ペアにTEXBUFの先頭アドレス(EB57番地)の一バ イト前のアドレスであるEB56を入れてリターンする。

3D09 POP DE

DEレジスタ・ペアの値(行番号の数値)をスタツクから復帰させる。

3DOA POP AF

AFレジスタ・ペアの値(Fレジスタのキヤリーフラグには現在処理している行 が間接モードであるか直接モードであるかの情報が入つている。)をスタツクから 復帰させる。 (一六) 3DOB LD (LEF8D), HL

LD (SAVETP), HL

HLレジスタ・ペアの値(TEXTBUFの1バイト前のアドレス)をSAVE TPというラベルの付されたアドレス(EF8D番地)に転送して、テキスト・ポ インタであるHLレジスタ・ペアの値を保存する。

(一七) 3D0E CALL LE174 (HOOK4) HOOK4というラベルの付されたアドレス (F174番地) のサブルーチンを呼び出す。ここには、リターン命令が書かれているため、何の動作もせずに戻つて

JP NC, L423B (PRACT3) 3 D 1 1

もし、キャリーフラグがリセツト(0)されていたら、PRACT3というラベ ルの付されたアドレス (423B番地) に移る。この場合行番号のない直接モードなので、PRACT3では、入力された命令をすぐに実行する。

もし、キャリーフラグがセット(1)されていたら、行番号が存在している間接 モードであり、入力された文は、実行されずに、次のエディターセクション (ここでは、行番号、中間言語をベーシックのプログラムエリアに格納する) に移る。

以上のとおり、アドレス3CECから3D11までの各アドレスに記載されてい る命令群は、キーボード等から入力された命令やステートメントを間接か直接かの いずれのモードであるかを判断して、次のステツプに移行するルーチンであること が認められる。

3 右認定した各事実によれば、本件著作物は、ベーシツク言語によつて、本件パソコンに入力された命令またはプログラムを逐語的に処理して、命令を入力した者が意図した結果を出力するように、プログラムの構成、ルーチン、サブルーチンの 活用、組合わせに至るまで、プログラム言語に関する高度な専門的知識を駆使して 作製されており、プログラム作製者の学術的思想が表現されたものであることが明 らかであり、したがつて、学術の範囲に属する著作物に当たるということができ

4 ところで、被告らは、本件著作物は、いわゆるオペレーテイングシステム(基本ソフト)の一つであるところ、右は、アプリケーションプログラム等と異なり、効率的かつ高速なデータの処理のみを目的とするものであつて、著作者の思想とか 感情は排除されるものであるから、著作権法上の保護を受け得ない、と主張するの

で、以下この点につき、検討する。

·般にコンピユータプログラムについては、一定の目的に達するための解決手段 は唯一ではなく、さまざまな解決手段の選択が可能である。本件のように本件パソコンに搭載するためのベーシツクインタープリタを作製する目的においても同様であつて、前に詳細に検討したとおり、作製にあたつては、目的達成のため種々の問題を細分化して分析し、それぞれについて解法を発見し、右発見された解法に従って、アツセンブリ言語によつて、命令及びその他の情報の組合せを記述して、プログラムを完成されたのであって、そのすべての過程は、一定のものではなく、作制 グラムを完成させたのであつて、そのすべての過程は、一定のものではなく、作製者の個性や思想を反映させることによつて異なるのみならず、むしろ、その個別性 に価値を見出すことができるものである。この点は、ゲームのプログラムやアプリケーションプログラムであつても、本件のようなオペレーテイングシステムであつ

も少しも変わるところはない。したがつて、本件著作物が、著作権法上の保護の対象にならないとする被告の主 張は理由がないことになる。

五 ついで、被告らに、著作権侵害行為があったか否について、検討する。

被告秀和が本件パソコンに組込まれている本件オブジエクトプログラムをその まま一六進数のコードに置き換えたこと、更に本件オブジエクトプログラムを逆ア ツセンブルしたうえ、解読して、ラベル及びコメントを付したことは、当事者間に 争いがない。

一同被告の前者の行為が、本件著作物の複製物である本件オブジエクトプログラムを複製したものと解することができるのは明らかである。

同被告の後者の行為について検討する。

前掲甲第一号証、成立に争いのない甲第二号証によれば、法の事実が認められ

本件著作物(甲第一号証の各頁のB欄)と本件図書の各頁のロ欄とは、表記上相

違する点が存在する。

屋する尽か存在する。 例えば、アドレス0004についてみると、本件著作物においては、JP L0 03Bと記述され、他方、本件図書のロ欄においては、JP WAMCHK; СH ECK COLD START OR WARM STARTと記述されている点 に相違がある。しかしながら、前者は、3B番地に無条件でジヤンプすることを意 味しているところ(003B番地は、WARM CHECKのサブルーチンが始ま る。)、後者は、WAMCHKとのラベルを付したアドレスに無条件でジヤンプす ることを意味しているが、これは、ジヤンプした先の機能を英語の略語を用いてラ ベル表示をし、かつその意味を英語で説明しているのであつて、両者は同じ内容で あると解される あると解される。

その他、両者の表現上の相違点は、殆どラベル表示の差異によるものである。 以上の事実が認められる。

そうであるとすると、両者は、同じプログラムであるということができるから、 被告秀和が本件オブジエクトプログラムを逆アツセンブルして、解読したものにラ ベル及びコメントを付した行為は、本件著作物の複製行為であると評価することが できる。

また、被告スガキが、本件図書を印刷、複製し、被告秀和がこれを頒布している

ことは、当事者間に争いはない。 2 被告ら、被告秀和が、逆アツセンブルリストを解説し、ラベル及びコメントを 付し、本件図書のソースリスト欄の各記載をしたのは、研究成果の発表であり、 独自の創作活動というべきであるから、著作権侵害には当らない旨、また、被告ら が本件図書を発表したのは、本件パソコンの利用者のためであるから、被告らの行為は正当である旨、主張する。

しかしながら、原著作物に依拠して新たに作製したものが、創作性ないし独自性を有するか否かは、原著作物の著作権を侵害するか否かの点に、影響を与えるものではないというべきであり、また、著作者がソースプログラムとして公開していない本件著作物につき、その著作者の意思に反して発表する行為が、利用者の便宜の故に正当化される余地がないのは当然の理であるので、被告らの主張はそれ自体失当でいずれも採用することはできない。

当でいずれも採用することはできない。 六 以上のとおり、被告らの前記各行為は、原告の有する本件著作物を侵害するものというべきであり、また、本件図書は、右侵害の行為によつて作成された物ということができるので、原告は被告らに対して、本件図書の出版、頒布の差止めを求め、あわせて、本件図書の廃棄を求めることができるというべきである。

よつて、原告の被告らに対する本件請求をいずれも認容することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第八九条、第九三条一項をそれぞれ適用のうえ、主文のとおり判決する。

(裁判官 元木伸 飯村敏明 富岡英次)

NEC PC一八〇〇一用のBASICインタープリタのソースプログラムなお、日本電気株式会社製のNEC PC一八〇〇一 パーソナルコンピユータに格納されているプログラムを逆アツセンブルしたリスト (PAGE1) は、別紙一のとりであり、本件著作物は、そのB欄に記載されている。別紙一

< 1 2 6 5 8 - 0 0 1 >

題号 PC一八〇〇一 BASIC SOURCE PROGRM LISTINGS

THE WHOLE ANALYSIS OF Ver  $-\cdot\bigcirc$ & $-\cdot$ - (ピーシー八 $\bigcirc\bigcirc$ ) ベーシック ソース プログラム リストー・ $\bigcirc$ およびー・一巻の完全解析)

(発行所 秀和システム トレーデイング株式会社)

なお、本件図書のプログラムリストの第一頁は、別紙二のとおりである。 別紙二

< 1 2 6 5 8 - 0 0 2 >